

別 記 殿

総 務 大 臣

総務省所管統計調査の確実な実施及び調査方法における郵送の活用について

平素より、総務省所管統計調査に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続いていますが、このような状況下においても、統計調査を継続し、我が国の社会経済情勢を正確に把握することは、極めて重要と考えています。

特に、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査については、その結果を毎月閣議に報告しており、極めて重要な統計調査です。

このため、統計局に対して、感染拡大防止に最大限留意した上で、統計調査を引き続き確実に実施するよう指示いたしました。

労働力調査及び家計調査においては、既にオンライン回答が可能な環境を整備しているところですが、さらに、4月8日付けで「家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令」（令和2年総務省令第37号）を公布・施行し、状況に応じて調査票の配布及び取集に当たって郵送を活用できるよう措置したところです。

以上のような調査方法を活用して、貴都道府県におかれましても、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査を始めとする総務省所管統計調査について、感染拡大防止に最大限留意した上で、引き続き確実に実施していただきますようお願いいたします。

連絡先：総務省統計局統計調査部調査企画課

担 当：久保、高橋

電 話：03-5273-1028（直通）

メール：r-shidou@soumu.go.jp

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事

【参考】

労働力調査規則（昭和五十八年総理府令第二十三号）（抄）

（調査の方法）

第十条 労働力調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条及び第十四条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び次条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。

（報告の義務及び方法）

第十一条 労働力調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、前条第二項の場合にあっては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）（抄）

（調査の方法）

第九条 家計調査は、調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び次条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。

(報告の義務及び方法)

第十条 家計調査に当たっては、第五条第一項各号に掲げる事項について、調査世帯の世帯主が報告しなければならない。

2 調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、前条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。

※ 下線部が今回改正した部分